

令和元年度事業報告書

《概要》

令和元年度は、内閣府の月例経済報告において1月までは「景気は、輸出が引き続き弱含むなかで、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復している。」とされ、「先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。」とされていました。

しかし、個人消費は持ち直しているとしたものの、雇用環境については、令和元年12月の全国有効求人倍率は1倍を上回っているものの、前年の1.61倍を0.01ポイント下回っており、佐賀県においても1.33倍から1.22倍へと0.11ポイント下回っています。

令和2年3月の月例報告においては、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされており、厳しい状況にある。」とされ、「先行きについては、感染症の影響による厳しい状況が続くと見込まれる。また、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」とされ、「緩やかな景気回復」という一文が消えています。

「また、雇用情勢については、改善してきたが、感染症の影響がみられます。

完全失業率は、1月は前月比0.2%ポイント上昇し、2.4%となった。労働力人口及び就業者数は減少し、完全失業者数は増加しました。

雇用者数はこのところ横ばい圏内で推移しています。令和2年1月から実施された求人票の記載項目の拡充により、求人数が12月に増加し、1月に減少した影響を除いてみた上で、新規求人数は減少傾向となっており、有効求人倍率は低下している。」としてます。

当センターにおいては、会員数が年々微減の傾向にあり、年度末には213人となっており会員数の確保は喫緊の課題となっています。

契約金額においては、前年を上回っておりますが契約件数は減少しております。

今後供センターの経営にあたっては、会員確保・就業機会確保に努めながらセンターの運営を進めていく必要があります。

《具体的事業》

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(公1)

事業番号	事業の内容	備考
公 1	高年齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進する事業	

[1] 事業の概要について

本事業は、佐賀労働局、佐賀県、鹿島市との連携のもと、高年齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与する事業であり、次の4つの事業で構成しています。

1. 雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
2. 雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供
3. 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

【事業をまとめた理由】

上記の4つの事業は、いずれも高年齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、及びその他の社会参加活動を推進することにより、高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的としており、各事業が連携し相互に補完し合うことが、本事業を効果的に進める上で重要であるため、1つの公益目的事業としています。

以下、事業ごとに説明します。

・雇用によらない臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

(1)受託事業

【内容】

イ)高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第1項第1号の規定に基づき、地域社会の日常生活に密着した仕事を、家庭、民間事業所、官公庁等から有償で引き受け、これを高年齢者に対して、その能力、希望等に応じて請負又は委任という形式により提供し、仕事の内容と実績に応じて報酬(配分金)を支払いました。

センターは発注者に対して適切に仕事を完成させました。(受託事業)

この受託事業における、高年齢者の働き方は、生計の維持を目的とした本格的な就業ではなく、任意的な就業であり、連続的又は断続的な、概ね月に10日程度の就業となります。

就業機会の提供に当たっては、地域から発注された仕事の情報を可能な限り会員に周知し、その上で的確な高年齢者に就業機会を提供するなど、高年齢者の希望、能力等に応じて公平に就業機会の提供を行うとともに、できるだけ多くの高年齢者が就業機会を得られるよう、グループ就業やローテーション就業などを進め、仕事の分かれ合いに適切に配慮しました。

ロ)以上に係る一連の業務及び事務処理としては、仕事の受注、見積り・契約から就業の提供、

契約の履行状況の確認・契約金の受領、配分金の支払い等を行いました。

《令和元年度の実績》

就業延人員 17,869 人日、契約件数 2,207 件、契約金額 103,594 千円

主な就業分野：一般作業群(草刈、除草、農作業等) 技能群(樹木剪定等) 管理群(施設管理等) サービス群(家事援助サービス等) 事務整理群(筆耕等)

(2)独自事業

【内容】

地域から有償で仕事を受託するだけでなく、高齢者の就業機会を広げるため、高齢者が独自の創意と工夫により企画し、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を剔出する事業を行う。

1) 剪定枝葉をチップ化して発酵堆肥化したものを地域農家、家庭菜園の作り手などに販売する事業

【詳細】センターの会員の就業時に出る剪定屑だけでなく、一般家庭からの剪定屑も引き取りチップ化し発酵させて堆肥化させ、「剪定枝葉チップ」として販売する。

《令和元年度の実績》

剪定屑持込み(18,070 円)6.25 台、袋売り(224,600 円)1,123 袋、バケット売り(62,000 円) 124 杯、薪(88,000 円)22 個
販売額計 392,670 円

【事業の対象】

正会員

【事業実施のための財源】

イ)受託事業収入

ロ)会費収入

ハ)国、市からの補助金

・厚生労働大臣から、上記事業実施のために、高年齢者就業機会確保事業費等補助金として補助

・鹿島市長から、上記事業実施のために、鹿島市高年齢者就業機会確保事業費等補助金として補助

2.雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供

【内容】

高年齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条第1項第2号の規定に基づき、以下の(1)及び(2)の事業により、雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業機会の提供を行っています。

(1)有料の職業紹介事業

臨時的かつ短期的な仕事又はその他の軽易な業務に係る仕事の求人を受け付け、これをどのような仕事を希望する高年齢者に有料で紹介するものである。この事業は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律および職業安定法に基づき、公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会(以下「連合会」という。)が佐賀労働局に届け出て事業を行う。

当センターは連合会と本事業実施に関する協定の締結を行い、実做事務所を設置し連合会との連携により行う。

(2)労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の範囲内において、派遣労働を希望し、センターの派遣会員に登録した者が、センターと雇用契約を結び企業等からの派遣依頼を受け、当該会員を派遣する事業です。

本事業は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第2条第4号に規定する労働者派遣事業になります。

なお、本事業は、当センターと公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会が連携して行うものです。

《令和元年度の実績》

(1)有料の職業紹介事業 : 実績なし

(2)労働者派遣事業 : 9事業所

【事業の対象】

(1)有料の職業紹介事業	一般高齢者、正会員、発注者
(2)労働者派遣業	派遣労働を希望する正会員

【事業実施のための財源】

- イ)事業の手数料等収入(労働者派遣事業に係る労働者派遣事業受託収益)
- ロ)会費収入
- ハ)国、市からの補助金
 - ・厚生労働大臣から、上記事業実施のために、高齢者就業機会確保事業費等補助金として補助
 - ・鹿島市長から、上記事業実施のために、鹿島市高齢者就業機会確保事業費等補助金として補助

3.臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

【内容】

地域に高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に適した仕事が存在していても、それを行うために必要な能力が高齢者の有する技能、経験によりカバーされないものであった場合には、実際の就業には結びつきません。

このため、就業上必要な技能、知識を就業意欲のある高齢者に付与することにより、実際の就業に結びつけるとともに広い就業分野での仕事の確保と提供を行って、高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与することをめざしました。

《令和元年度の実績》

剪定講習会 参加者延べ45人 寄せ植え教室 4回 参加者延べ64人

【事業の対象】

正会員・鹿島市民

【事業実施のための財源】

- イ)受託事業収入
- ロ)会費収入
- ハ)国、市からの補助金
 - ・厚生労働大臣から、上記事業実施のために、高齢者就業機会確保事業費等補助金として補助
 - ・鹿島市長から、上記事業実施のために、鹿島市高齢者就業機会確保事業費等補助金として補助

4. 上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

【内容】

高齢者の生きがいの充実と福祉の向上を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、上記1～3の事業を推進するための諸活動、及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動を行いました。

(1)安全・適正就業推進事業

高齢者が自らの健康の維持と安全の確保を図りながら、センターから提供された仕事を安全かつ適正に遂行できるよう、安全意識の高揚と啓発活動を行いました。例を挙げると、安全・適正就業委員会の開催、安全就業パトロールの実施とその結果の検討、安全就業大会への参加等があり

ます。

《令和元年度の実績》

イ)安全・適正就業委員会(1回)

会員の就業における安全確保のための対策を検討するため、会員の中から安全・適正就業委員(8人)を選任し、委員会を開催して安全確保の方策を検討しました。

議事:安全パトロールの実施について

会員の就業などに関する安全対策について
安全対策についての意見・検討

ロ)安全パトロール(1回)

事故率の高い剪定・除草作業の現場を安全・適正就業委員が巡回し、安全に対する処置、身なり等の点検、注意喚起を行いました。

剪定現場 2ヶ所 除草現場 1ヶ所

ハ)佐賀県安全就業促進大会(1回)

公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会が開催する安全就業大会に役員や委員が参加し、他シルバーや民間企業の安全対策の最新状況を勉強しました。

令和元年度参加者数 15人

(2)普及啓発事業

本事業への信頼と理解が得られるよう、一般市民、事業所、官公庁に対し、本事業の意義と基本的な理念及び仕組み等を周知するとともに、高年齢者自身の本事業に対する意識啓発を行いました。

イ)広報部会の開催

会員の中から選任された6人の委員が部会を開催して、PRチラシなどを配布する街頭キャンペーンを段取りし、他の会員と共にこれを実施しました。

ロ)鹿島市の行政広報紙への掲載とセンター「ホームページの更新」

高年齢者の入会促進や就業機会の拡大を図るため、これらを活用してシルバー事業のPRに努めました。

ハ)佐賀県連合会主催「いきいきフェアさが」や街頭キャンペーン活動などイベントと街頭(市内主要店舗の店頭)でチラシなどを配布してシルバー事業を周知しました。

ニ)入会説明会の実施

毎月第3木曜日、60歳以上の高年齢者に詳細で丁寧な説明会を実施して会員の獲得と事業の周知に努めました。

また、希望者が隨時入会もできるよう、その場でシルバー事業を説明し、理解してもらうようにしました。

ホ)春と秋の奉仕活動

公共公園施設の樹木剪定・清掃・美化など地域貢献事業として実施し、あわせてケーブルテレ

ビ等の取材を受けシルバー事業をPRしました。

④行政への要望活動

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会総会で決議される内容を基本に、「シルバ一事業支援」について、鹿島市長と鹿島市議会議長に理解と協力を願いました。

《令和元年度の実績》

広報部会開催 1回、

ホームページの更新・運営

入会説明(相談)会 毎月1回及び随時

春秋の奉仕活動 2回

鹿島市広報紙「広報かしま」毎月掲載

街頭キャンペーン 市内大型店舗前 5ヶ所

イベント参加 いきいきフェアさが(パネル展示)

鹿島市への要望活動 10月

ミニコミ誌への広告掲載 4月・10月

(3)就業開拓提供事業

センターはただ受動的に発注を待つのではなく、広く地域住民に対して、シルバー事業の趣旨、目的、仕組み等を周知し、地域に潜在する就業機会と受注の拡大を図るため、会員の中から選任した事業開拓委員(8人)による事業開拓部会を開催し、就業機会の拡大について検討を行いました。

《令和元年度の実績》

事業開拓部会

実施回数1回

議事:しめ縄づくり(注文、製作、販売など)について

(4)地域の高年齢者等を対象とした技能講習

高年齢者を中心に、多様な労働力需要に応えていくため、公益社団法人佐賀県シルバー人材センター連合会との連携により、雇用を前提とした技能講習や合同面接会等を行うことにより、高年齢者に対して雇用、就業の支援を行いました。

《令和元年度の実績》

介護職員初任者過程講習会(約1ヶ月間) 受講者 1人

【事業に必要となる建物等の主な資産】

イ)流動資産

口)車両運搬具及び什器備品等の固定資産

八)事務所及び作業所(市から賃借)

二)車両運搬具及び事務機器(リース物件)